

どこよりもネットサポート 利用規約

第1条(本規約の目的)

株式会社どこよりも(以下「当社」といいます。)は、どこよりもネットサポート利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、契約者(第3条で定義します。)に対し、どこよりもネットサポートサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。本サービスの契約者は、本サービスの利用に際し、本規約の条項を遵守するものとします。

第2条(本規約の適用関係)

1. 本規約は、契約者と当社との間の本契約の一切の関係に適用され本契約(第3条で定義します。)を構成します。
2. 本規約の内容と本規約外における本サービスのルール等とが矛盾抵触する場合、当該ルールが優先して適用されるものとします。
3. 本規約の内容と本規約外における本サービスのルール等とが矛盾抵触しない場合、それらのルール等は、名称の如何にかかわらず、本利用規約の一部を構成し、本契約の内容となるものとします。

第3条(定義)

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

1. 「利用希望者」とは、本サービスの利用を希望する者をいいます。
2. 「本契約」とは、当社と本サービスの利用希望者との間で締結する本サービスの利用についての契約をいいます。
3. 「契約者」とは、本サービスを当社との間で本契約を締結した者をいいます。ただし、法人または個人事業主は契約者となることができないものとします。

第4条(本サービスの内容)

1. 契約者は、本サービスとして、別紙1のプランに応じて、以下のサービス(以下「個別サービス」といいます。)を利用できるものとします。なお、個別サービスの提供は、個別サービス運営元、引受保険会社(各別紙に記載します。)の責任において行われるものであり、契約者はこれを理解した上で、本契約を締結するものとします。
 - (1) Wi-Fiセキュリティサービス
 - (2) ネットトラブル弁護士費用保険
2. 個別サービスの詳細は別紙2・別紙3に定めるものとします。
3. 契約者は、本サービスについて当社が弁護士を紹介、斡旋するものではないことを予め承諾するものとします。

第5条(本サービスの委託)

当社は、本サービスの提供に関する業務の全てまたは一部を第三者(以下「再委託先」といいます。)に対して委託する場合があります。なお、再委託先に委託する場合は、契約者の情報を必要な範囲内で開示いたしますが、本サービスを提供する目的以外には使用いたしません。

第6条(利用に係る契約者の義務)

契約者は、本サービスの提供を受けるにあたり、次の各号に定める条件のいずれかを満たさない場合、当社が本サービスを提供できないことを承諾するものとします。

1. 契約者自身による本サービスの利用の要請であること。
2. 本サービスの実施に必要な機器、ソフトウェア、ソフトウェアの正規のライセンスまたはプロダクトIDならびにサービスの利用IDやパスワード等の設定情報等が用意されていること。
3. 契約者が、本サービスの実施に必要な当社または他の事業者が提供するドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、契約者のパソコン等へのインストールを承諾すること。
4. 契約者が必要に応じてオペレータの指示に基づき操作を実施すること。

第7条(本サービスの変更)

1. 当社は、予告なく本サービスの内容を変更、停止又は中止(以下「変更等」といいます。)することができるものとし、契約者は予めこれを承諾するものとします。
2. 当社は、前項の場合、契約者に対し、速やかにその変更内容について、WEBサイト、電子メール等の方法で告知するものとします。
3. 当社は、本サービスの変更により、契約者が損害を被った場合においても、一切責任を負わないものとします。ただし、当社は、契約者に不利益が生じないように配慮するものとします。

第8条(当社からの通知)

1. 当社から契約者への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、電子メールの送付や当社WEBサイト上の掲示、その他当社が適当と合理的に認める方法により行われるものとします。
2. 前項の通知は、次の各号の場合にそれぞれ効力を生じるものとします。
 - (1)電子メールの送付による場合
当社が契約者指定の電子メールアドレス宛てに電子メールを発信し、契約者指定の電子メールアドレスの属するメールサーバーに到達した時点
 - (2)WEBサイト上への掲示
WEBサイトにアップロードし、一般的に閲覧可能となった時点
3. 契約者は、適時電子メールの受信及び、当社WEBサイトの閲覧を行うことにより、当社からの通知を遅滞なく確認する義務を負うものとします。

第9条(利用申込と本契約の成立)

1. 利用希望者は、当社に対し、本規約を遵守することに同意し、かつ契約者情報を当社の定める方法で当社に提供することにより、本サービスの利用を申請することができます。
2. 当社は、前項に基づき利用を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、利用を拒絶することができます。なお、当社は、契約者に対し、利用を拒絶した場合の理由を、説明する義務を負わないものとします。
 - (1)本契約に違反するおそれがあると当社が合理的に判断した場合
 - (2)当社に提供された情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3)過去に本サービス及び当社の関連会社が提供するサービスの利用を取り消された者である場合
 - (4)反社会的勢力等(第23条第1項第1号に定めます。以下同じ。)である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当社が判断した場合

(5)その他、当社が利用を適当でないと合理的に判断した場合

3. 当社は、前項その他当社の基準に従って、利用希望者の利用の可否を判断し、当社が利用を認める場合には、その旨を利用希望者に対し通知します。かかる通知により、本契約が、契約者と当社の間に成立するものとします。

第10条(届出事項の不備及び変更)

1. 当社は、本サービス提供の前提となる契約者の情報の届出に不備又は変更があり、そのことを当社に通知しなかった場合、契約者に対し、適切なサービスを提供することができなくなる場合があり、そのことを契約者は予め承諾するものとします。
2. 当社は、契約者に対し、前項の場合において契約者が不利益を負ったとしても、一切その責任を負わないものとします。

第11条(本契約上の地位等)

1. 本契約に基づいて発生する権利義務は、契約者に一身専属的に帰属するものとします。契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約に基づく契約者の法律上の地位、権利または義務を、第三者に譲渡、貸与、名義変更、担保権設定、その他の処分をし、又は相続等をさせることはできないものとします。
2. 当社が本サービスに係る事業を第三者に譲渡する場合(事業譲渡、会社分割その他本サービスに係る権利及び義務が移転する一切の場合を含む。)、当社は、当該事業の譲渡に伴い、契約者の本契約に基づく契約上の地位、権利及び義務ならびにアカウント登録に伴い登録された情報その他の情報を、当該事業の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡につき、予め承諾するものとします。

第12条(利用料)

1. 契約者は、当社に対し、別紙1に定める(申込書、電子メール等にて通知するものとします。)本サービスの利用料金(以下「利用料」といいます。)を支払うものとします。
2. 当社は、契約者へ事前通知の上で、利用料を変更することができるものとします。

第13条(利用料の支払)

1. 契約者は、当社に対し、前項で定める利用料を当月に締め切り、翌月末日に本契約で定めた支払方法で支払うものとします。なお、利用料の支払いにかかる手数料は契約者の負担とします。
2. 契約者は、利用料の支払いを遅滞した場合、当社に対し、年14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとします。

第14条(契約期間)

1. 本契約の契約期間は別紙1に定めるものとします。
2. 契約者は、当社に対し、解約希望月の25日までに解約の通知をすることで、解約希望月の末日をもって本契約を解除することができるものとします。

第15条(登録情報の開示)

1. 契約者は、当社の業務委託先その他本サービスを提供するため必要な第三者に対し、契約者の情報(個人情報及び契約者が当社に提供した資料に関する情報を含みます。)を提供することをあらかじめ承諾するものとします。
2. 当社は、本サービスの提供の結果、当社関連会社による情報提供等が契約者の事業の経費削減・適正化に資すると当社が合理的に認めた場合、当社の関連会社に契約者の情報を提供し、有益な情報・サービスの提供の申出をすることがあるものとし、契約者はこのことを予め承諾するものとします。

第16条(本サービスの一時的な中断)

1. 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合、契約者に対する事前の通知をなしに、一時的に本サービスを中断・遅延することができるものとします。
 - (1)本サービスの提供の前提となる設備の保守を定期的に又は緊急に行う場合
 - (2)地震、噴火、洪水、津波等の自然災害、社会的に対応を要する疫病、火災、停電、戦争、争乱、暴動、労働争議その他の事情により本サービスの提供が困難な場合
 - (3)当社が本サービスの提供のために利用している設備やサービス等が障害又は保守若しくはメンテナンス等のため利用できなくなる場合
 - (4)前各号のほか、運用上及び技術上、当社が本サービスの一時的な中断を必要と合理的に判断した場合
2. 当社は、前項各号のいずれか又はそれに類する事由により本サービスの提供に遅延又は中断等が生じた場合で当社に故意又は重大な過失が認められないときは、一切責任を負わないものとします。
3. 契約者は、第1項各号の事由が生じた場合においても、当社に対し利用料を支払う義務を免れないものとします。

第17条(禁止行為)

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当すると当社が合理的に判断する行為をしてはならないものとします。

1. 法令、本契約もしくは公序良俗に反する行為またはそれに準ずる行為
2. 当社または第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害する行為。
3. 本サービスを違法な目的または犯罪行為に関連する目的で利用する行為
4. 本サービスを商業目的で使用する行為。
5. 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
6. 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
7. 本サービスに関し利用しうる情報を改ざん、消去する行為
8. 当社の設備に無権限でアクセスする行為、また当社による本サービスおよびその他当社の事業の運営を妨害するおそれのある行為
9. 本人以外の名義のクレジットカードを本サービスに関して使用することその他不正な方法で決済手段を利用する行為
10. 契約者が当社又はその子会社の事業と競合する事業を行う事業者又はその役職員である場合において、本サービスを調査する目的で本サービスを利用する行為
11. 本サービスを利用して直接または間接的に本サービスと競合するようなサービスを作成および提供する行為(子会社をして行う場合も含みます。)
12. 当社もしくは第三者の信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
13. 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
14. 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、若しくは容易にする行為
15. その他、社会的状況その他の事情を勘案し当社が不適切と合理的に判断する行為

第18条(情報の再利用の禁止)

1. 契約者は、本サービスで得られた情報を利用して、本サービスと競業する事業(以下「競業事業」といいます。)を行ってはならないものとします。

2. 契約者は、当社に対し、前項に違反した場合、違約罰として、既に支払った又は支払う予定の利用料の3倍に相当する金額のいずれか高い方を支払わなければならぬものとします。
3. 当社が、契約者に対し、前項の損害賠償請求をする場合、契約者が競業事業により得た利益を、当社が被った損害と推定するものとします。

第19条(契約者が行う契約の解約)

契約者は、本契約を解約する場合、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。

第20条(当社による本サービスの解約)

1. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合、本契約の全部又は一部を解約できるものとします。なお、当社は解約に代えて合理的な期間の間利用停止処分をおこなうことができるものとします。
 - (1)本規約第17条に違反したとき。
 - (2)利用料の支払に遅延が生じたとき。
 - (3)第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行または滞納処分もしくは競売の申立を受け、または受けることが明白であるとき。
 - (4)財務状態が著しく悪化したとき。
 - (5)当社との間の信頼関係を著しく毀損したとき。
 - (6)当社の名誉、信用を毀損する行為がなされたとき。
 - (7)その他本契約の継続を困難とする重大な事由が発生したとき。
2. 契約者は、当社が前項に基づき本契約を解約した場合、当然に全債務の期限の利益を喪失し、ただちに債務全額を当社に支払わなければならないものとします。
3. 当社は、第1項の規定により契約を解約した場合、契約者が既に当社に対して支払った本サービスの利用料等を返還しないものとします。
4. 当社は、第1項の規定による本契約の解約により生じた損害に対し、一切その責任を負わないものとします。
5. 当社は、合理的な理由が認められる場合、契約者に対し、1か月前までに通知することにより本契約を解約することができるものとします。

第21条(契約者情報等の取扱い)

1. 当社は、本サービスの提供に際して、契約者から取得する個人情報及び本サービスの利用に関し契約者から収集した情報(以下「契約者情報等」といいます。)について、個人情報保護法等の法令及び当社のプライバシーポリシーに則り取り扱うものとします。
2. 当社は、契約者が当社に提供した契約者情報等を、本サービスの提供及び運用、サービス内容の改良及び向上、本サービスの利用状況の把握等の目的のために利用し、又は個人を特定できない形での統計的な情報として、企業に対する提案又はコンサルティング、新サービスの開発その他の目的のために利用することができるものとします。

第22条(秘密保持)

契約者は、本契約の有効期間中のみならず、本契約終了後においても、本契約の履行上知り得た当社の秘密情報(以下「秘密情報」といいます。)について、これを厳重に管理するとともに、秘密を厳守し、本契約の目的以外のために、これを自ら使用、加工、複製し、または第三者へ開示、漏洩し、もしくは使用させてはならないものとします。

第23条(反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、当社に対し、本契約締結以前及び本契約期間中において自己及び自己が実質的に経営を支配している会社が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、保証し、誓約するものとします。
 - (1)反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体又はその構成員。総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利害を追求する団体もしくはその構成員又は個人。以下「反社会的勢力」といいます。)ではないこと。
 - (2)主要な出資者、役職員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
 - (3)反社会的勢力を利用しないこと。
 - (4)反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと。
 - (5)反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。
2. 契約者は、前項について自己の違反を発見した場合、直ちに当社にその事実を報告するものとします。
3. 当社は、契約者が前各項に違反した場合、催告その他の手続も要することなく、直ちに本契約を解約することができるものとします。
4. 当社が前項に基づき本契約を解約した場合、契約者は、当社に対して、当該解約を理由とした損害賠償請求等の一切の請求を行うことができないものとします。ただし、当社の契約者に対する損害賠償請求は妨げられません。

第24条(損害賠償)

1. 当社及び契約者は、相手方に対し、本契約上の義務違反により損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。
2. 前項に定める損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害とするが、特別の事情により生じた損害であっても、被請求者がその事情を予見することができたものについては、その範囲に含まれるものとします。
3. 本契約に基づき当社が負う損害賠償額は、別段の定めがない場合、既に支払った本サービスの利用料の3か月分を上限とします(本サービスの利用期間が3か月に満たない場合は、3か月利用した場合に想定される利用料金の相当額を上限額とします。)。ただし、当社に故意又は重過失がある場合を除きます。
4. 契約者が、本サービスに関する他の契約者その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、契約者の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告するものとします。

第25条(本サービスの終了)

1. 当社は、本サービスの全部又は一部を終了する場合、当社のWEBサイトに掲載又は電子メールその他の合理的な手段で契約者に周知又は通知するものとします。
2. 当社は、前項の手続きを経て本サービスの全部又は一部を終了した場合、契約者に対し、本サービスの終了に起因して生じた損害、損失、その他費用について、責任を負わないものとします。

第26条(相殺の禁止)

契約者は、本契約に基づき当社に対して負担する債務を、当社が契約者に対して負担する債務をもって相殺することはできないものとします。

第27条(権利の帰属)

1. 本サービス及び本サービスの利用により生じた知的財産権はすべて当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本契約に基づく本サービスの利用許諾は、本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味しないものとします。

2. 契約者は、当社に対し、本サービスの利用により得られた著作物に係る著作者人格権を行使しないものとします。

第28条(表明保証)

契約者は、以下の各号を表明し保証するものとします。

- 1 本サービスの申込みにあたり記載した、お客様情報が完全かつ正確であること
- 2 本サービスの利用にあたり、第三者のいかなる権利も侵害しないこと
- 3 本サービスの利用にあたり、法令の違反若しくは不正な目的、意図をもっていないこと
- 4 本サービスの利用にあたり、本規約に反しないこと

第29条(免責)

- 1 当社は、本サービスの内容(システム等の本サービスを提供するための環境を含みます。)及び本サービスによる契約者の目的達成について、その完全性、正確性、有用性及び適法性を保証しないものとします。
- 2 当社は、本サービスが、契約者の売上向上、経費削減、組織力強化、その他特定の目的への適合を保証しないものとします。
- 3 本サービスに関する契約者と他の契約者又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、契約者が自己の責任によって解決するものとし、当社に故意又は重大過失がある場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

第30条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第31条(本規約の公表及び変更)

- 1 当社は、当社のWEBサイトその他当社が定める方法により、本規約を公表します。
- 2 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができます。
 - (1)本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2)本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係わる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 3 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヶ月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社WEBサイトに掲示、または契約者に電子メールの送信、SMSの送信をする方法により通知します。
- 4 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第32条(準拠法及び合意管轄)

- 1 本規約は、日本国法に準拠し、解釈されるものとします。
- 2 契約者と当社との間における紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【制定 2023年10月1日】

【改定 2024年6月1日】

【別紙1】
■プラン表

プラン名	月額料金 (税込)	契約期間	解約金 (非課税)	サービス内容
どこよりもネットサポート	1,078円	1か月	なし	・Wi-Fiセキュリティサービス ・ネットトラブル弁護士費用保険

【注意事項】

- ・初月月額料金は無料となります。
- ・各サービス内容の詳細については、別紙2・3に記載いたします。
- ・解約月に解約の申入れがない場合、1か月ごとの自動更新になります。
- ・解約時は解約希望月の25日までに解約申告が必要となります。
- ・本サービスをご利用いただけるセキュリティサービスの発行ID数は1IDとなります。

【別紙2】

Wi-Fiセキュリティサービス サービス詳細

1. サービス概要

- (1)「Wi-Fiセキュリティサービス」(以下、「本セキュリティサービス」といいます。)とは、本セキュリティサービスを利用するデバイス(以下、「対象デバイス」といいます。)に対してインストールされることで、インターネットセキュリティにより対象デバイスを保護するサービスとなります。
- (2)本セキュリティサービスは、契約者に対して、対象デバイスのサポートを実施します。(3)本セキュリティサービスは予告なく内容を変更することがあります。
- (4)本セキュリティサービスはソースネクスト株式会社(以下、「運営元」とします。)が製造、提供するものとします。
- (5)本セキュリティサービスの利用に際しては、運営元の定めるサービス利用規約に別途同意いただく必要があります。(6)本セキュリティサービスは運営元が提供するアプリケーションを対象デバイスにインストールすることにより利用ができ、利用可能な対象デバイスは1台までとします。
- (7)本セキュリティサービスのご利用およびそれに関連して生じた契約者または第三者の損害に対して、当社はいかなる責任を追わず、また一切の補償・賠償も行いません。

2. 本セキュリティサービスの利用方法

- (1)本セキュリティサービスをご利用の際には、対象デバイスのソフトウェアのインストールが必要です。ソフトウェアのインストールに関しては、別途当社より送付される書面をご確認お願いいたします。
- (2)ソフトウェアのインストールが可能なデバイスは、契約者が利用する対象デバイス1台となります。
- (3)本セキュリティサービスの内容・設定等のご利用に関するご相談は、運営元へご連絡ください。

問い合わせサイト: <https://www.sourcenext.com/support/step/>

※本サービスのご利用料金・解約・ネットトラブル弁護士費用保険等に関するお問い合わせは、窓口が異なりますのでご注意ください。

(4)上記お問い合わせの際に、ご依頼者が契約者本人であることの証明をお願いする場合があります。

3. 本セキュリティサービスのすべて、又は一部で取得する情報

- (1)当社は、契約者の同意を得て、運営元が本セキュリティサービスを提供するための情報として、契約者のコンピュータ端末、通信機器などの情報を取得します。なお、契約者が情報提供に同意しない場合、本セキュリティサービスを受けられなくなる場合があります。また、契約者が、以下の情報を自ら提供した場合は、契約者は同意したものとみなします。
- (2)当社は、契約者から取得した情報については、本規約第21条(契約者情報等の取扱い)に準じて取扱います。

【別紙3】

ネットトラブル弁護士費用保険

サービス詳細

1. 概要

「ネットトラブル弁護士費用保険」とは、本サービスに付随関連して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社(以下「引受保険会社」といいます。)、保険契約者を株式会社どよりも、被保険者を会員(本規約における契約者のことをさし、会員と生計を同一にする同居の親族(2親等以内)および別居の未婚の子を含みます。)とする保険契約に基づき、引受保険会社からネットトラブルに起因して被保険者が負担した費用が保険金として支払われる特典をいいます。

2. 補償期間

(1)被保険者が当該保険で補償される期間をいい、本サービスの利用契約開始日の午前0時に始まり、1年後の応当日の前日の午後12時(以下、「補償期間」といいます。)に終わります。ただし、各被保険者に対する補償期間は1年ごとに更新されるものとし、以後も同様とします。

(2)本条(1)にかかわらず、本サービスを解約した場合もしくは本サービスを解除された場合、および本サービスが終了した場合、引受保険会社の保険責任は、解約日、解除日または終了日の午後12時に終わります。

3. 補償内容

補償期間中に被保険者の私生活¹において生じたネットトラブル²に起因して被保険者が負担した以下の費用を保険金として支払います。

(1)ネットトラブル法律相談費用保険金(別表1参照)

ネットトラブルに起因して被保険者が相談事案を認識した場合(以下、「事案認識日³」といいます。)に、被保険者がその解決のために法律相談を弁護士等に行い、法律相談費用を負担したことによって被った損害。

ただし、事案認識日からその日を含め1年以内の相談事案⁴に係る費用で、次の支払限度額を上限とします。

1 1相談事案の限度額:10万円

2 1補償期間の限度額:10万円

ただし、1回の相談については2時間を限度とします。

(2)ネットトラブル弁護士等費用保険金(別表2参照)

ネットトラブルに起因して被保険者が法律事案を認識した場合(以下、「事案認識日³」といいます。)に、被保険者がその法的手続きについて弁護士等と弁護士等委任契約を締結し、弁護士等費用を負担したことによって被った損害。

ただし、事案認識日からその日を含め1年以内に締結された弁護士等委任契約(以下、「委任契約」といいます。)における法律事案⁵に係る費用(弁護士等費用の額に70%を乗じた金額)で、次の支払限度額を上限とします。

1 1法律事案の限度額:100万円

2 1補償期間の限度額:100万円

・当該法の手続きは、日本国内の裁判所を管轄裁判所とし、かつ日本の国内法が適用される損害賠償請求または差止請求に限ります。

・当該弁護士等費用は、日本国内の費用に限り、海外の調査機関等に依頼した場合の費用は含まれません。また、被保険者が第三者から回収した金額がある場合には、その金額を差引いた額とします。

4. 用語の定義

*1:私生活

職務または業務に関することを除く、被保険者の日常生活をいいます。

*2:ネットトラブル

1. インターネットを通じて生じた以下の各号の事由に起因して、他人との間に発生したトラブルをいいます。

(1)対象機器からの電磁的データの流出

(2)迷惑行為・投稿、誹謗中傷、風評被害、いじめ¹、なりすまし行為または脅迫行為

(3)著作権、肖像権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権その他法令上または契約上の権利を侵害する行為

2. 以下の各号の事由については、他人の行為に起因するこれらの事由によって被保険者が損害を被った場合に限りのみ、ネットトラブルに含みます。

(1)不正アクセス等の行為またはマルウェア感染

(2)出会い系サイト²を介して生じたトラブルまたはストーカー行為、恐喝、誘拐、詐欺等の犯罪行為

(3)ネットショッピング、ネットオークションまたはネットフリーマーケット等で生じた詐欺

(4)電子マネー³の盗取・詐取またはネットバンキングまたはクレジットカード等の不正な使用

3. 上記1.および2.のネットトラブルの発生した日(以下、「原因発生日⁴」といいます。)が「初年度補償開始日」以降に発生したトラブルに限ります。

#1:悪口、仲間外れ、集中攻撃、さらし行為等を含みます。

#2:「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に規定するインターネット異性紹介事業をいいます。

#3:利用する前にチャージを行うプリペイド方式の電子的な決済手段を指します。

#4:ネットトラブルの原因となる事実が最初にネットワーク上に書き込まれた日またはその原因となる事実を最初に書き込みした日をいいます。(ネットワーク上に「書き込まれた」または「書き込みをした」とは、書面に限らず、音声、動画等の電子データとして証拠が残る場合も含みます。)

*3:事案認識日

次の事案について、ネットトラブルに起因して被保険者が相談事案または法律事案を認識した日をいいます。

(1)被害事案

被保険者が被害者となる場合において、法的請求の根拠となる事実及び加害者を知った時、または弁護士等に初めて連絡した日のいずれか早い日をいいます。

(2)加害事案

被保険者が加害者となる場合において、他人から法的請求もしくは通知を受けた日、またはその根拠を提示された日をいいます。

*4:相談事案

ネットトラブルに起因して法的紛争になるまたは発展する可能性がある事実に起因して発生し、かつ、被保険者が自らの権利や利益を守るために弁護士等への相談または弁護士等からの助言を必要とする事案¹をいいます。

ただし、ネットトラブルの相手(他人)が複数の場合でも、原因が同じネットトラブルに起因する相談事案は、同一の事案とみなします。

#1:単なる申請実務や手続方法について弁護士等に確認または助言を求める場合を除きます。

*5:法律事案

ネットトラブルに起因して、被保険者が自らの権利や利益を守るために、その法的手続きについて弁護士等と弁護士等委任契約の締結を必要とする事案をいいます。

ただし、ネットトラブルの相手(他人)が複数の場合でも、原因が同じネットトラブルに起因する法律事案は、同一の事案とみなします(以下、「1法律事案」といいます。)。

5. お支払いできない主な損害

(1)以下の事由によるネットトラブルに係るネットトラブル法律相談費用保険金およびネットトラブル弁護士等費用保険金を支払いません。

①被保険者の闘争行為^{#1}、自殺行為、犯罪行為または重大な過失

②被保険者でない者^{#2}が保険金の全部または一部を受取るべき場合において、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反(ただし、他の者が受取るべき金額を除きます。)

③被保険者が他人に損失を与えることを認識していながら^{#3}行った行為

④保険契約者と被保険者の間または被保険者の親族相互間で生じた事由

⑤婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続について生じた事由

⑥保険契約または共済契約等について生じた事由

⑦被保険者以外の者^{#4}に係るネットトラブルに起因して、被保険者の親権者または法定監督義務者に係る相談事案または法律事案

⑧契約上の地位の移転、債権譲渡、債権引受、相続その他の事由により権利義務の移転があった結果、移転前に生じていた事故に関し、被保険者が当事者となった場合

⑨社会通念上、法的解決になじまないと考えられるトラブルであって、以下のいずれかに該当するもの

1 社会生活上の受容限度を超えるとはいえないもの

2 一般に道徳、道義、倫理その他の社会規範に基づく解決が妥当であると考えられるもの

3 自律的な法規範を有する社会または団体の裁量の範囲に属する事実と認められるもの

⑩憲法、条約、法律、命令、規則および条例の制定または改廃について要求するもの

⑪自動車交通事故に起因するもの

⑫私生活以外の事由に起因するもの

⑬契約の不履行、対人賠償、対物賠償に起因する損害

⑭国、地方公共団体、行政庁その他の行政機関を相手方とするもの

⑮取引によって取得もしくは譲渡した不動産、動産、有価証券またはその他の権利の財産的価値が、経済状況または社会情勢の変化等に伴って変動したことにより、当該取引の相手方との間で発生したもの

⑯預託等取引契約^{#5}に関するもの

⑰連鎖販売取引^{#6}または無限連鎖講^{#7}に関する取引に関するもの

⑱刑事事件^{#8}、少年事件^{#9}または医療観察事件^{#10}

⑲保険契約者または被保険者の公序良俗に反する行為または社会通念上不当な請求行為

⑳当社、引受保険会社およびそれらの株主またはその関連法人、ならびにこれらの役職員を相手方とする場合(ただし、個人株主および役職員の私生活において生じたネットトラブルの場合はその限りではありません。)

㉑弁護士等委任契約を締結した弁護士等を相手方とする場合

㉒初年度補償開始日よりも前に発生した原因に起因する損害

㉓基準弁護士等費用算定表に照らして明らかに過大であると引受保険会社が判断した費用の過大部分

㉔国外の発生したネットトラブル(ただし、国外事業者であっても、当該事業者の国内法人に関連した場合は、国内トラブルとみなします。)

㉕ネットトラブルに起因する損害賠償金

㉖引受保険会社指定の書類の提出が当社にて確認できない場合

#1: 喧嘩、格闘および暴力を含みます。

#2: 法人の場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

#3: 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

#4: 被保険者の未成年の子を除きます。

#5: 「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」に規定する預託等取引契約をいいます。

#6: 「特定商取引に関する法律」に規定する連鎖販売取引をいいます。

#7: 「無限連鎖講の防止に関する法律」に規定する無限連鎖講をいいます。

#8: 「刑事訴訟法」に基づき、犯罪を行った者に対する科刑等を決定するための手続きに関する事件をいいます。

#9: 「少年法」に基づき、犯罪を行った少年に対する措置を決定するための手続きに関する事件をいいます。

#10: 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、心神喪失または心神耗弱の状態で重大な他害行為を行った者に対する処遇の要否等を決定するための手続きに関する事件をいいます。

(2)上記1.の各号の他、以下の各号のいずれかに該当する場合またはこれらの事由によって生じた損害に対しては、ネットトラブル法律相談費用保険金およびネットトラブル弁護士等費用保険金を支払いません。

①保険契約の趣旨に鑑み、濫用性が高いと引受保険会社が判断する以下の行為

1 権利行使によって何ら利益がもたらされないにもかかわらず、単に相手方を害する目的でなされる行為

2 権利行使によって得る利益と比較して、相手方の受ける不利益が明らかに大きい行為

3 実現不可能な行為を要求する等、正当な権利行使の範囲を逸脱した行為

4 その他、①から③と同程度に濫用性が高いと考えられる行為

②被保険者が弁護士等委任契約を締結し法的解決を図ったとしても、勝訴の見込みまたは委任の目的を達成する見込みのないことが明らかな場合

6. 本特典のご利用方法

保険金請求につきましては、お客様(被保険者様)ご自身で、直接引受保険会社へ行っていただきます。なお、当社は契約者に対して引受保険会社が保険金として支払う以上の支払い義務(補償義務)は負いません。

7. 保険金請求時に必要な書類

提出書類	ネットトラブル 法律相談費用保険 金	ネットトラブル 弁護士等費用保険金	
		委任契約締結 時	事件終了 時
保険金請求書	○	○	○
本人確認書類	○	○	○
領収書(内訳を含む)	○	○	○

原因事故の発生時期・内容に関する説明資料	○	○	○
弁護士等が記載した法律相談の内容を証明する書類	○	—	—
委任契約の締結前に弁護士が記載した委任契約の見積書	—	○	—
弁護士等と締結した委任契約書(写)	—	○	—
弁護士等が記載した委任契約の進捗状況等を報告する書類	—	○	○
弁護士等が記載した弁護士費用等の内容を証明する書類	—	○	○
弁護士費用等の算出根拠を証明する書類	—	○	○

【別表1】

対象	内容・区分・限度額等
1. 法律相談費用 ¹	弁護士等の事務所または所属弁護士会等の施設内で実施することを原則とし、以下の各号の額を限度とします。 (1)法律相談に要する時間が1時間以内の場合、10,000円 (2)法律相談に要する時間が1時間を超える場合 ² 、超過15分ごとに、2,500円
2. 出張相談費用 ¹	被保険者が障害・疾病・高齢等の原因で移動が困難な場合で緊急性がある等、特に出張相談を実施すべき事情があると認められる場合には、以下の各号の額を限度とします。 (1)法律相談に要する時間が1時間以内の場合、30,000円 (2)法律相談に要する時間が1時間を超える場合 ² 、超過15分ごとに、2,500円
3. 実費等 ³	法律相談に対応する上で弁護士等が支出した交通費または通信費は、第1項または第2項に加えて法律相談費用とすることができます。

【別表2】

対象	内容・区分・限度額等		
1. 着手金・報酬金方式 ⁴	(1)事案の性質上、弁護士等の委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、弁護士等報酬の限度額は、下表に定める額を限度とします。		
	経済的利益の額	① 着手金 ¹ その結果のいかんにかかわらず委任契約締結時に生じる対価	② 報酬金 ¹ その成功の程度に応じて生じる対価
	125万円以下の場合	100,000円	経済的利益 ⁵ の16%
	125万円超 300万円以下の場合	経済的利益 ⁵ の8%	
	300万円超 3,000万円以下の場合	経済的利益 ⁵ の5%+90,000円	経済的利益 ⁶ の10%+180,000円
	3,000万円超 3億円以下の場合	経済的利益 ⁵ の3% +690,000円	経済的利益 ⁶ の6%+1,380,000円
	3億円超の場合	経済的利益 ⁵ の2% +2,690,000円	経済的利益 ⁶ の4%+7,380,000円
2. 時間制報酬(タイムチャージ)方式 ^{3,7}	(2)委任事務処理の難易等の事情により、(1)の限度額が不相当であると認められる場合には、被保険者、受任弁護士等および引受保険会社が協議の上、それぞれ30%の範囲で増減額することができます。		
	(1)弁護士が受任事件を処理する場合の弁護士報酬については、依頼者と協議の上、時間制報酬の定めをることができます。		
	(2)時間制報酬については、次のような定めを原則とします。		
	① 所要時間当たり2万円 ② 1事件当たり所要時間30時間(時間制報酬総額60万円)を一応の上限とし、所要時間がこれを超過する現実の可能性が出てきた場合には、別途依頼者及び引受保険会社と協議します。 (3)時間制報酬を採用する場合には、原則として、依頼者に対し、毎月1回の割合により、執務内容・時間について報告を行うものとし、引受保険会社は依頼者を通じて報告書の提出を受ける都度、弁護士に支払を行います。		
3. 手数料方式	(1)原則として1回程度の手続きまたは委任事務処理で終了する事案について生じる弁護士等報酬 ¹ をいい、下表に定める額を限度とします。		
	手続きまたは委任事務処理	手数料の限度額	
	① 保全事件	200,000円に、第1項(1)①着手金で算出された額の10%をえた額	
	② 法律関連調査	1事案につき、100,000円	
	③ 内容証明郵便の作成 ⁹	1事案につき、以下の額 (ア)弁護士等名を表示しない場合: 20,000円 (イ)弁護士等名を表示する場合: 作業内容の難易により30,000円以上50,000円	
4. 日当	受任弁護士が委任事務処理に当たり遠方に移動する必要がある場合は、日当を受けることができます。なお、日当に対して給付される保険金の基準は、移動による合理的拘束時間(乗継等の待機時間を含む。)の区分に応じ、当該各号に定める額とします。ただし、委任事務処理が複数日にわたる場合は、各日単位の移動による拘束時間に応じて、それぞれ計算して得た額を合		

	算します。 (1)往復2時間を超える場合3万円(消費税別途) (2)往復4時間を超える場合5万円(消費税別途) (3)往復7時間を超える場合10万円(消費税別途)
5. 実費	収入印紙代、郵便切手代、賃写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金及びこれらに準ずるもので、弁護士が委任事務処理を行う上で支払の必要が生じた費用をいい、この実費等は上記1.から4.の費用に含まれないものとします。

*1:消費税相当額を加算した額を請求することができます。

*2:1回の法律相談について、2時間を限度とします。

*3:日当を請求することはできません。

*4:同一の事案について、第2項の時間制報酬(タイムチャージ)方式および手数料方式と併用することはできません。

*5:被保険者が委任契約締結時に提示した資料等に基づき計算される経済的利益の額とします。

*6:弁護士等が行った委任事務処理の結果、被保険者が得ることとなった経済的利益の額とします。

*7:同一の事案について、第1項の着手金・報酬金方式と併用することはできません。

*8:移動に要した時間を含みます。

*9:情報処理機器等の通信手段(インターネットを含みます。)を用いて、これに準じる事務処理を行う場合を含みます。

*10:委任事務処理自体による拘束を除きます。

以上